

会 議 録

会議の名称	第1回小金井市地域福祉推進委員会
事務局	福祉保健部地域福祉課地域福祉係
開催日時	令和元年12月13日(金) 午前10時から11時30分まで
開催場所	小金井市役所第二庁舎 801会議室
出席者	第1回小金井市地域福祉推進委員会 発言内容・発言者名のとおり
傍聴の可否	可
傍聴者数	1人
傍聴不可等の理由等	—
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付式 2 市長挨拶 3 委員自己紹介 4 事務局職員紹介 5 会長および副会長の選出 6 地域福祉推進委員会及び第2期保健福祉総合計画の概要について 7 福祉総合相談窓口の整備について 8 地域福祉計画の平成30年度実績報告及び評価について 9 地域協議会について 10 次回日程等について
発言内容・発言者名 (主な発言要旨)	第1回小金井市地域福祉推進委員会 発言内容・発言者名のとおり
提出資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状 2 小金井市地域福祉推進委員会委員名簿【資料1】 3 第1回小金井市保健福祉総合計画策定委員会席次【資料2】 4 小金井市地域福祉推進委員会条例【資料3】 5 第2期小金井市保健福祉総合計画【冊子】 6 福祉総合相談窓口の整備に係る検討結果報告書【資料4】 7 地域福祉計画の進捗状況及び評価票(平成30年度実績報告)【資料5】

第1回小金井市地域福祉推進委員会 発言内容・発言者名

日 時 令和元年12月13日(金) 午前10時から午前11時30分まで
場 所 小金井市役所第二庁舎 801会議室
出席者 10名

会 長	金子 和夫	委員		
副 会 長	室岡 利明	委員		
	霜鳥 文美恵	委員	服部 玲子	委員
	山下 和美	委員	古宮 景子	委員
	宮井 敏晴	委員	矢野 典嗣	委員
	酒井 利高	委員	藤森 寿美子	委員

欠席者 2名

吉田 晶子	委員	穂坂 英明	委員
-------	----	-------	----

事務局	福祉保健部長	中谷 行男
	地域福祉課長	伏見 佳之
	地域福祉課地域福祉係長	井出 信綱
	地域福祉課地域福祉係主任	高野 修平
	地域福祉課地域福祉係主任	玉井 奈保子

◎地域福祉課長：それでは定刻となりましたので、第1回小金井市地域福祉推進委員会を開会いたします。会長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に委員会の運営についてですが、本委員会は、小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則公開となっております。また、本日参考資料として提出しています「意見・提案シート」を本委員会においても活用することとし、開催の10日前に事務局に届いたものは、次回開催の資料として配布いたします。

それでは事務局より、お手元にお配りいたしました資料の確認をいたします。

◎事務局：(配布資料の確認)

◎地域福祉課長：次に、会議録の作成方法を決定したいと思います。会議録作成につきましては、小金井市市民参加条例施行規則第5条の規定により、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとしています。次に掲げる会議録の作成方法とは、「全文記録」、「発言者の発言内容ごとの要点記録」、「会議内容のみの要点記録」の3つの方法でございます。

したがいまして、この中から会議録の作成方法を決めさせていただきたいと思いますが、ご意見等ございましたらお願いいたします。

◎室岡委員：読みやすく分かりやすい方法をと考えると、「発言者の発言内容ごとの要点記録」がよいと思います。

◎地域福祉課長：作成方法について「発言者の発言内容ごとの要点記録」とのご意見がございました。そのように決定することにご異議はございませんか。

◎委員一同：(異議なし)

◎地域福祉課長：ご異議はないようでしたので、会議録は「発言者の発言内容ごとの要点記録」とさせていただきます。また、発言者のお名前を記録する関係で、発言なさるときはお名前を名乗ってご発言いただきますよう協力をお願いいたします。

1 委嘱状交付式

◎地域福祉課長：それでは、これよりお手元の次第に沿って進めさせていただきます。まず【議事1】委嘱状交付式でございます。

委嘱状でございますが、本日、委員の皆さまに十分な時間をかけてご審議いただくため、委嘱式については割愛し、あらかじめ机の上に委嘱状を置かせていただくことで委嘱式に代えさせていただきます。御了承ください。

今回、御就任いただく委員の皆様には、令和元年12月13日から令和4年12月12日までの3年間を任期として、市長が委嘱いたします。これより任期の3年間、何卒よろしくお願いいたします。それでは、次の議事に移ります。

続きまして、【議事2】小金井市長挨拶でございます。市長より皆様にご挨拶申し上げます。

2 市長挨拶

◎西岡市長：(挨拶)

◎地域福祉課長：市長でございますが、委員会の途中ではございますが、公務の都合が

ございまして、ここで退席させていただきたいと思います。続きまして、【議事3】委員自己紹介に移ります。

3 委員自己紹介

◎委員一同：(自己紹介)

◎地域福祉課長：委員の皆様、御協力ありがとうございました。続きまして、【議事4】事務局職員を紹介いたします。

4 事務局職員紹介

◎事務局：(自己紹介)

5 会長および副会長の選出

◎地域福祉課長：次に【議事5】正副会長の選出に移らせていただきます。条例第5条第2項におきまして、会長及び副会長は、委員の互選により選任するものとなっております。まず、正会長を選出いただきたいと存じます。従前の例ですと、指名推薦で行うことが多いのですが、会長の互選の方法について、ご意見はございますか。

◎古宮委員：委員の中から指名推薦でいかがでしょうか。

◎地域福祉課長：指名推薦という声があったのですが、指名推薦で選出することにご異議ございませんでしょうか。

◎委員一同：(異議なし)

◎地域福祉課長：ご異議がないようですので、指名推薦で選出したいと思います。どなたか、指名される方はいらっしゃいますでしょうか。

◎古宮委員：経験者の方が中心になって議事を進められるのがよいと思いますので、学識経験者の金子委員を推薦したいと思います。いかがでしょうか。

◎地域福祉課長：会長に金子委員を指名するとの声があったのですが、会長に金子委員を選出することにご異議ございませんでしょうか。

◎委員一同：(異議なし)

◎地域福祉課長：ご異議がないようですので、それでは会長に金子委員を選出することで決定いたしました。それでは、ここで進行につきまして、会長に交代させていただきます。ここまでの進行にご協力をいただきましてありがとうございました。会長、よろしく願いいたします。

◎金子会長：それでは、次に、副会長の選出に移りたいと思います。副会長の選出方法はいかがいたしましょうか。どなたかご意見ございますか。

◎委員一同：(意見なし)

◎金子会長：特にご意見がないようですので、私の意見を述べさせていただきます。副会長には、会長が出席できない場合を考え、委員会の運営についてご経験がある方が適任と考えますので、社会福祉協議会の室岡委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

◎委員一同：(異議なし)

◎金子会長：それでは、副会長を室岡委員をお願いすることといたします。それでは、

次の議事に進みます。

6 地域福祉推進委員会及び第2期保健福祉総合計画の概要について

◎事務局：(地域福祉推進委員会及び「第2期小金井市保健福祉総合計画」について説明)

◎委員一同：(質疑なし)

7 福祉総合相談窓口の整備について

◎金子会長：それでは、次の議事に進みます。【議事7】福祉総合相談窓口の整備について、事務局より説明を求めます。

◎事務局：(資料4について説明)

◎酒井委員：総合相談についてはずいぶん前から言われていた。この中で気になるのは、市の相談業務、主に福祉六法を含め困窮、生活保護などがそうであるが、そういった体制の相談機能と福祉会館における総合相談との連携はどのようになるかというところで、最初の2年間は物理的に場所が離れていて、組織が別で場所が離れていると非常にその連携は難しく、経験的にも、道路一つ離れているだけでも困難を感じることがあります。特にこの中で主に扱われるのはアウトリーチが必要なような困難ケースが増え、通常だときついなというような困難ケースを抱え込む可能性が今まで以上に高いです。そうなると、社会福祉協議会の総合相談窓口と法に基づいた福祉事業を展開している本庁とのより積極的な連携が重要となり、一般的にやっかいなケースは押し付け合うようなケースがあったりするので、そういったギャップがない形でどう機能させていくのかというのが大事だと思います。そうすると、支援調整会議が大きな役割を果たし、支援調整会議の下で、日常的なケースカンファレンスが頻繁に行われ、大事な個人情報の交換も行われたりしながら展開されると思いますが、その機能性はやってみなければわからないというところはある、注意して、2年間の試行期間でやってみて、新福祉会館では近くなるので、そこで高い機能を発揮できるかいいと思います。目に見えにくい要素が多いため、なかなか難しいですが、そこをぜひ頑張ってくださいと思っています。

◎金子会長：酒井委員からの意見を記録しながら、進めていっていただきたいです。新福祉会館と新庁舎ができれば同じフロアで連携等々ができるが、ご承知の通り庁舎と社協で距離的な面でもどこまで情報共有しながら連携できるかというところはやってみなければわからない部分がありますが、その辺を注意しながらスタートしていただければと思います。他にご意見はございますか。

◎矢野委員：5ページ、自立支援サポートセンターの現況の部分で、具体的に相談員とか家計改善支援員という位置づけで確保されているというところで、様々な問題に取り組んでいるということですが、この間どれくらいの実績がありますか。そこへ2名増やすことで、酒井委員が言われたように行政との連携がどこまでうまく回っているのか、その辺がないと2名社協に増やしましたというだけでは社協が責任を持って取り組みきれぬのかという、そこら辺の調整会議との機能の役割もあるが、行政がどこまで責任を持つのかという部分をもう少し明確になっていた方がいいのかなと思います。保健福祉総合計画でも新福祉会館ができるまでやらないというところだったのを、それはおかしいという意見を発言させていただいた一人ではありますが、もっと市が積極的に取り組む

のに2名というのが、対象になる小金井市民が今の事業の中で受け皿としてその人員が適切なのかという点も含めて考える根拠が欲しいです。

◎金子会長：今、概況だけでもわかりますか。

◎地域福祉課長：今、具体的に何件あったかという部分はわからないので、次回、資料として提出させていただいて、併せてご議論いただければと思います。

◎金子会長：次回まで待たなくても、ある程度わかっている段階で各委員に内容を送っていただけますか。

◎地域福祉課長：事前送付できるよう調整させていただきます。また、報告書の29ページをご覧ください。配置人数についてご質問がありましたが、一番下の(2)、26市調査でみると、人口規模10万～20万の17自治体の調査によると2人配置が8自治体と一番多いというところも検討委員会で選んだ一つの理由であるところを先にお応えします。前段の資料については、事前に送れるよう社会福祉協議会とも調整します。

◎金子会長：人数的には他の自治体よりも、人口規模的には多く配置できるような予定になっているということです。専門職の社会福祉士がどれだけ力を発揮できるかというところ等々もあると思いますが、そういった中で力を発揮できる方々を配置していただきたいと思います。

◎室岡副会長：まだ委託が決まっているわけではないが、現行での自立相談サポートセンターでの取り組みとしては、酒井委員からのご指摘のとおり一時的には離れているが、現行、生活困窮で入ってきて生活保護に繋がなければならないケースに関しては、職員が同行して窓口まで連れて行ってそこで状況を職員からお話頂いて生活保護につなげていくという同行型の支援というものを行っています。ここでいうアウトリーチの部分もそういった形でしていくということを念頭に置いています。生活困窮の場合、東京都の飯田橋にサポート基金というNPO法人がやっている専門に生活困窮の弁護士さんを紹介したりということもありますが、そこまでも一緒に同行させていただいたり、立川のハローワークにも同行させていただいているという実績もあります。そのような形を踏襲した形でのものになっていくと認識しています。また、配置人数に関しては、社会福祉協議会では、保健福祉総合計画を基にして活動計画を作成しています。その中で、地域福祉コーディネーターの配置をしており、現行では社協独自で配置をさせていただいて包括圏域で1名体制を取っています。地域福祉コーディネーターとイコールかは今後の課題ではありますが、包括化推進員との関係性を築きながらアウトリーチをして個別支援、先日あったのが、認知症のある方の近隣で、認知症の方が攻撃的になってしまい、換気扇の風があるからそれはやめろ等、近隣との間に入って地域福祉コーディネーターが対応させていただいたということもあります。そういった困難事例に対応するという、行政でも出来かねるところまで踏み込んで社協として支援させていただいています。今後、委託になったときはそういったことも含めて活動ができたらと考えているところです。人員体制は現在地域福祉コーディネーター1名なので3名にしかならないため、後々、増員して包括圏域に1名置けるようにできたらとは思っており、また、雇用形態も重要となってくると考えています。

◎金子会長：他にございますか。

◎古宮委員：経験の話ですが、生活保護が受給できるかの相談を受け、聞いた限りの情

報だと生活保護は受けられないような状況だったので、自立相談サポートセンターにつながったことがあります。その後、何年か経った後に生活保護にちゃんとつながっていて、社協の方でとても親切に対応してもらえて生活保護に繋がったという報告を受けた経験があります。社協の方がお話を聞いて、法テラスを紹介していただき借金の問題なども解決して、とても親切にしてくれたという社会福祉協議会の取組みを聞いています。

◎金子会長：狭間にいる人たちが出ないように、そういった人たちにも目を向けながらアウトリーチしながら、いろいろと対応していけるような窓口として活用して頂ければと思っています。

◎酒井委員：室岡委員のお話とも関連しますが、高齢者の福祉計画では市内を四つの圏域に分けて、日常生活圏域としてそれぞれに地域包括支援センターが設置をされており、専門スタッフが3名プラスでいます。本来は地域福祉コーディネーターとの関係で、当事者が生活をされている場を起点として、アウトリーチも大切であるが、生活課題や生活の困難さを含めて、8050問題などもありますが、そういった課題もきちんと捉えていく必要があります。総合的には生活課題も含めてみる必要があって、こういった総合相談窓口を各地域に作るというわけではなくて、今ある包括支援センターが、忙しいでしょうが、高齢者に特化するのではなくて、地域の生活課題を含めて受け止めるような方向性もあります。地方に行くと包括支援センターが総合相談やっているところも結構ありますが、都市部では難しい面もあると思います。今すぐは難しいとは思いますが、今後の方向性の中ではそういう流れを作って、それで本庁と福祉会館に機能するというのが本来かと思います。地域包括のありようという、国の方も制度をどんどん変えていくと思うので、そういう方向も意識として持つ必要があるのではないのでしょうか。

◎金子会長：将来的なこととして、二重三重の目を持つことは大事なことだと思います。他にございますか。

◎山下委員：4ページに休日窓口は毎月1回のみとしていますが、仕事をしている方が悩んだり、認知症の方について近所の方と連携を取って相談したいという場合、自分だけではなく周囲の方と一緒に相談したいというときに、月に1回ではなく、もう少し開いていると助かるという印象です。

◎地域福祉課長：休日窓口に関しては、現状のサポートセンターでやっていない中で、今回2人増員することによって、市役所の納税課と子育て支援課が毎月1回、第1日曜日、第1土曜日にやっているという形に併せて毎月1回だけでも開けないかということで今回こういった提案になっています。人員体制の問題等もあるため、試行期間で実施する中でニーズがどの程度あるかを比較していき、新福祉会館に行った際にそのニーズ等を反映し、どの程度開いた方がいいかという点も当然検討していかなければならないと考えています。まず月1回から始めさせていただいて、どれくらいのニーズがあるかを計っていきたいと思います。

また、他の方と同行して相談にという話ですが、当然皆さんと一緒に来ていただいても構わないですし、匿名で、お一人で近所に気になる方がいるといった形での相談も受け付けていきたいと考えています。

◎金子会長：月1回の休日開設から始めていきたいということです。それでは、次の議事に進みます。地域福祉計画の実績報告について、事務局から説明をお願いします。

8 地域福祉計画の平成30年度実績報告及び評価について

◎事務局：(資料5を説明)

◎金子会長：事務局より提出資料の説明と評価方法の提案がありました。外部評価の方法について、事務局提案も含めてご意見・ご質問等がございますか。

特にないようであれば、資料として提出された形で委員会として、行政から出された評価に対してどう考えるのか、課題、評価すべき点等々を言葉として文章として提案・評価としていくことでよろしいでしょうか。

◎委員一同：(異議なし)

◎金子会長：では、推進委員会による外部評価の方法についてはそのように決定します。それでは、実績報告及び評価についてご意見をお願いします。

◎矢野委員：シート番号4、情報提供の充実の部分で、自立生活支援課で「障害者福祉てびきの改定を行う」として今年度版が用意されていると思いますが、市報にも先月福祉のてびき窓口今年度版が置いてあると書いてあり、10月の終わりに知り合いの障がいのあるお子さんを抱えている方が相談したいということで福祉のてびきをもらってきたら29年度版だったということがありました。製本されているものでもなかったそうです。前年度から制度が少し変わっているおり、本当に必要な人に福祉のてびきが行きわたっているのかが少し心配になりました。また、市のホームページでも30年度版がアップされていなかったのもので、最新の情報で提供するような取組みをしていただけると良いと思い、課題があると感じます。

◎金子会長：情報提供と、広報・広聴との連携がうまくいっているのかどうかというようなご意見でした。やはり最新の情報を提供していかないとサービスを受ける側としては課題が出てくると思います。連携と最新情報の提供という点で委員会からの意見としたいと思います。今の点について事務局で情報は得ていますか。

◎事務局：情報としては得ていませんが、ご指摘のとおりです。事務処理上、最新の情報は迅速に公開できるよう改めていきたいと思っております。

◎金子会長：他にございますか。委員の皆さまには忌憚ない意見をお願いします。

◎山下委員：ホームページでの情報提供とありますが、パソコンが得意でない方や環境が整っていない方に対して、てびきなどは必要な方に取りに来てもらうのではなく、こちらからどうぞとお渡しすることはできないでしょうか。

◎金子会長：配布方法について、いかがかでしょうか。

◎福祉保健部長：おっしゃる通りで、例えば大きな制度改正があった場合など障がいをお持ちの方や、そこに関係する方々に全戸配布とはいかないがターゲットの方に適切に配布をするというのは一つの手段であると考えています。また、福祉の窓口、特に障がいのサービスを提供している窓口には日々来庁される方がいるため、そういった方々に最新の情報を用意しておいて必要に応じてお持ちいただきご案内することは当然できることです。製本冊子になると財政的に難しいところがあるので、現状内部印刷をして配布している冊子がほとんどではありますが、データが古いという点に関しては即対応する形で事務局で対応させていただきます。情報が隔々まで行きわたる方法についてはいくつか取るべき方法があるため検討させていただきたいと思っております。

◎酒井委員：介護保険のしおりは一定年齢以上の方に対しては全戸配布でしょうか。

◎福祉保健部長：申し訳ございません、事務的には担当部署に確認しないとわからないですが、民生委員さんが一定年齢の方に訪問する際にその冊子をもって訪問することになっています。障がいの関係もそうですが、情報が行きわたる方法については何らか手段があるかと思うので、担当課と調整させていただきます。

◎矢野委員：障がいの場合は手帳だけでは判断ができません。手帳はあるが福祉サービスが必要ないという方もいらっしゃいます。

◎福祉保健部長：最低限、ホームページでもっと見やすくし、すぐにアクセスができ、疑問があったら担当課に問い合わせができるような改善を総合的に検討したいと思います。

◎金子会長：他はいかがでしょうか。

◎矢野委員：シート番号7、新規の取組として「多様な市民が交流できる場の構築」があり、公民館の青年学級「みんなの会」事業がB評価になっていますが、実際に運営を進めている当事者としては、ボランティアの確保に厳しい状況があります。公民館の職員にチラシを作ってもらって大学などに貼ったり、社協さんのボランティアセンターの方をお願いをしたりしているところではありますが、なかなか確保できない現状と、私自身がボランティアを要請するところであまり関わりきれいでないで、自立生活支援課がボランティア養成を課題に挙げて頂いているが、条例ができた中で、障がいがある人もない人も互いに交流する場としてこういう青年学級とか他の事業など多様な取組ができるかというと思っています。ぜひ事業展開・展望のところでは、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の視点で展望のある方向性を持っていただきたいと思います。

シート番号8、地域福祉ファシリテーターでは10期記念事業を行ったとなっていますが、この10期記念事業とはどのようなものかどういったアピールをしているのか事業実績に盛り込まれていると次の事業の展望に繋がってくるのかなと思います。

また、(2)福祉専門職の資質の向上の部分で職員研修を開催しているとありますが、地域のヘルパー事業所などの職員の数と受講者数がどの程度達成できていて、どの位の人が達成できていて、どのくらいの方が受講できなかったのか、受講できなかった原因は勤務の調整がうまく出来ないのか、そうであればその辺をきちんと解消していかねばならないといった部分が求められると思います。B評価であれば、その根拠となる数値的な部分を示しながら対策を書かれた方がいいと思います。介護福祉課の部分も同様に研修回数や内容、受講者数なども明らかになればいいと思います。(2)②認可事業者の参入の促進の部分で、福祉制度が毎年変わる部分では、学童の事業所が撤退をしているという現状があり、障害者福祉計画の部分でも増やしていくという計画を立てているが、現状では運営が成り立たないで逆に減っています。学童の放課後活動やデイサービスが十分に機能しなくなっているかと思っていて、その辺りも含めて今後どのように市が独自の補助金を出すなりしながら、どう進めていくのかという展望があるかと思っています。今行政がやっている事業を民間に全て移譲していくような方向性ではなく、逆に市が守って独自に支えていくということがこれから必要な事業もあるのではないかと考えていて、その部分ももう少し明確にさせていただけるとありがたいです。

◎金子会長：色々ご意見を頂きました。事業実績とその展望のシートにどこまで記入するかという点もなかなか難しいとは思いますが、実績は実績、またそれをチェックして次の段階へ進む計画については計画として別紙でも良いので、しっかりと記録に取っておいていただきたいです。PDCAサイクルをきちんとやっていかなければ次につながる効果としては無駄な時もありますので、その部分はきちんとしていただければと思っています。私共のところも地域福祉ファシリテーター養成講座も少し萎んできたところもありますが、小金井市の中で市民の方々が地域づくりという形で展開していつてくれている方々も多くいらっしゃるの、そういった部分も記録しながら、次につなげていつてほしいです。ボランティア運営については、地域共生の考えからいけば、多世代という部分も含め、大学生が中心のようなどころもあるが、中学生や高校生もやっているとところもあるので、低年齢の人たちにもボランティアへの意識を高めながら実際に参加するような窓口を開けておくような取組みも進めていただければと思っています。他にございますか。

◎山下委員：このデータは今公開されていますか。

◎事務局：まだ一般には公開していませんが、外部評価後の報告書としてまとまったら追々全て公開する予定です。

◎山下委員：サービスや資格についての言葉が、まずこれを見てピンと来ることができなかったです。公開するのであれば、一般の市民の方が見てどういう事なのか少し分かりにくいのではないのでしょうか。例えば、ホームページなどにリンクを貼っていただいてその言葉の解説に飛ぶような形にさせていただくとすごく分かりやすいと思いました。

◎金子会長：言葉というのは非常に重要で、いろいろな言葉が現代社会においては飛び交っています。言葉の意味というのは部局の方でどこまで出すのかは色々制約があるかと思うので、全庁としてご検討願えればと思います。

それでは、時間であるため、実績報告については終了します。ご質問等があるようであれば、12月24日を目途に事務局までお寄せください。事務局には回答を作成し、全員に共有する内容であればお戻しいただきたいと思います。様々なご意見ありがとうございました。本日の意見を反映させた資料作成は事務局一任で修正をお願いします。

それでは、次の議事に進みます。地域協議会について、事務局から説明をお願いします。

9 地域協議会について

◎事務局：(地域協議会について説明)

◎金子会長：事務局から説明があったとおり、地域福祉推進委員会には、小金井市地域福祉推進委員会条例第2条第2項第4号に基づき、社会福祉法第55条の2第6項において求められている「地域福祉協議会」の役割を兼ねて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

◎委員一同：(異議なし)

◎金子会長：ご異議ないようですので、地域福祉推進委員会は「地域福祉協議会」の役割を兼ねることと決定します。

それでは、本日はこれで第1回地域福祉推進委員会を終了といたします。

以上で終了